

次期奈良県環境総合計画策定に係る調査等業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

第1 業務の目的

本県では環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、奈良県環境基本条例第10条の規定に基づき、奈良県環境総合計画（以下「計画」という。）を策定している。現計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年であるため、今般策定する次期計画は、現計画における施策の効果検証、及び課題抽出を踏まえた計画とする必要がある。

また、現計画と同様、次期計画の一部を構成する形で、気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画を策定する必要がある。

本業務は、計画策定に係る調査及び計画策定支援並びに奈良県環境審議会等の運営等支援を目的とする。

第2 一般事項

(1) 委託業務名

次期奈良県環境総合計画策定に係る調査等業務委託

(2) 委託期間

委託契約日から令和8年3月20日まで

(3) 委託金額

18,590千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内
支払いは委託業務の履行確認後、一括して行う

(4) プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは公募型により実施
- ・本プロポーザルは、与えられた条件下において、参加者の調査・企画力を、「提案」を通して評価し委託業者を選定するものであり、調査等の業務は必ずしも委託業者の提案どおりに実施するものではない。

(5) 問い合わせ先

奈良県 環境森林部 水・大気環境課 環境企画係
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階
TEL：0742-27-8732 FAX：0742-22-1668

第3 業務の内容

(1) 計画策定に係る調査及び計画策定支援業務

- ①計画策定に必要な基礎データの収集・整理及び評価
- ②環境施策に係る国内の先進事例の調査及び提案
- ③地域気候変動適応計画見直しに係る調査及び提案
- ④施策体系等の検討・提案
- ⑤環境指標及び数値目標等の検討・提案

⑥計画全体の取りまとめ（計画案の作成等）

(2) 奈良県環境審議会等に係る支援業務

- ①会議等資料の作成
- ②環境計画策定部会の運営及び支援
- ③奈良県環境審議会への出席及び支援

(3) その他の業務

※内容の詳細は、次期奈良県環境総合計画策定に係る調査等業務委託仕様書を確認してください。

第4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q4（検査・分析・調査業務）」に登録している者であること。
- (7) 平成31年度（令和元年度）以降において、国または地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む。）との間で、次に示す環境関連法令に基づく計画策定に関する業務の履行実績を有すること。

※環境基本計画、気候変動適応計画、環境教育に係る行動計画 等

(8) 管理技術者として以下のいずれかに該当する者を配置できること。(公告日において3か月以上の雇用関係にあること)

(a) 技術士(環境部門もしくは総合技術監理部門(環境部門))

(b) 環境関連業務に関し10年以上の実務経験を有し、(7)に示す計画策定に関する業務の従事経験者

第5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、以下のとおり、参加申込書及び提案書を指定期限必着で提出してください。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格について審査し、その結果を通知(企画提案書提出依頼又は非選定通知)します。要件を満たさない参加申込者については企画提案書を提出することはできません。

(1) 参加申込書(様式1~様式4)の提出

①提出期間

令和7年3月28日(金)から令和7年4月11日(金)まで

(開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。)

②提出場所

奈良県 環境森林部 水・大気環境課 環境企画係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

TEL : 0742-27-8732 FAX : 0742-22-1668

③提出書類

・参加申込書【様式1】 1部

・事業者概要【様式2】 1部

・業務実績【様式3】(第4の(7)に記載の業務について) 1部

・電子契約同意書兼メールアドレス確認書(Word形式)【様式4】

※電子契約を希望する場合のみ

④提出方法

【様式1】～【様式3】: 持参または郵送に限る。なお郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

【様式4】 : 事前連絡の上、電子メールにて送付してください。

※【様式4】はWord形式で送付してください。

(2) 提案書の提出

①提出期間

令和7年4月11日(金)から令和7年4月24日(木)まで

(開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。)

②提出場所

奈良県 環境森林部 水・大気環境課 環境企画係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階

TEL : 0742-27-8732 FAX : 0742-22-1668

③提出書類

I. 企画提案書（表紙のみ指定様式【様式5】、その他、A4用紙10枚程度にまとめる。参考資料の添付可。）

次期奈良県環境総合計画策定に係る調査等業務委託に係る実施方法に関し、以下の(ア)～(ウ)について、具体的に記載してください。

(ア) 基本的な考え方

(イ) 調査検討の進め方・手法

(ウ) アウトプットのイメージ

II. 事業者概要（様式自由）

会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された事業者概要書を提出してください。

III. 実施体制（様式自由）

上記「第4 参加資格」の(8)の管理技術者、担当者等を明記し、各人の過去の業務実績を記載ください。また、管理技術者について、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付してください。

IV. 受注実績（様式自由）

上記「第4 参加資格」の(7)の業務実績を記載し提出してください。

※評価の対象となりますので、お持ちの実績をすべて記載してください。

V. 見積書（様式自由、内訳明記）

費用は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とします。

④提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

⑤提出部数

上記③I～Vの提出部数については、正1部、副7部とします。

※正本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。記載がある場合はその項目を無効とします。

第6 質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年3月28日（金）から令和7年4月7日（月）まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(2) 質問方法

質問書【様式6】に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX または電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません）。

(3) 提出先

第5(2)②の提出場所と同じ。

(4) 質問内容に対する回答

質問内容に対する回答は、令和7年4月9日(水)午後5時までに、奈良県環境森林部水・大気環境課ホームページに掲載します。

ホームページアドレス：<https://www.pref.nara.jp/1637.htm>

※質問者への個別の回答は行いません。また、公表の際、質問者名は明示しません。

第7 委託事業者の審査

(1) 審査方法

本説明書に基づき提出された企画提案書について、「次期奈良県環境総合計画策定に係る調査等業務委託」プロポーザル選定委員会が、企画提案書の書面審査及びプレゼンテーション等により評価を行い、評価点の合計点数の最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の内容に係るプレゼンテーションを実施します。

(令和7年5月8日(木)を予定。時間・場所等詳細は後日連絡します。)

(3) 審査基準

別表「次期奈良県環境総合計画策定に係る調査等業務委託事業者評価基準」に基づき評価を行います。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、最優秀提案者の選定後、プレゼンテーションを実施した全提案者宛て、書面により通知します。

(5) 審査結果について

審査結果に対する質問及び異議申立ては一切受け付けません。また、審査結果は公表しません。

(6) 審査対象からの除外(失格事由)

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

①上記「**第4 参加資格**」に定めた資格が備わっていないとき。

②複数の提案書等を提出したとき。

③本件プロポーザルに対して自己のほか他人の代理人を兼ねて企画提案したとき。

④本件プロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

⑤提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

⑥提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑦提出書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

⑧その他提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

⑨その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第8 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約を締結します。契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出していただくことになります。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととします。
- (2) 契約書作成において、電子契約を希望する場合は、参加申込書提出時に、【様式4】電子契約同意書兼メールアドレス確認書を事前連絡の上、電子メールにて送付してください。

第9 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第10 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第9 契約の不締結」の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出

なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第9 契約の不締結」の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

第11 留意事項

(1) 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。

(3) 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案等にかかる費用負担

提案書類の作成、提出等に要する費用は各参加者の負担とします。

(5) 入札参加停止措置の取り扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

(6) 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに、上記「第2 一般事項」の(5)問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出をしてください。

(7) 再委託等の禁止

受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではありません。

(8) 遵守事項

平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下、「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

②本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

I. 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定

- する賃金をいう。)の支払を行うこと。
- II. 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - III. 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - IV. 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - V. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- ③本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(9) その他

その他の定めのない事項については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月 25 日奈良県規則第 14 号）に従うものとします。

第 12 スケジュール（予定）

内容	期日等
募集の公告	令和 7 年 3 月 28 日（金）
質問期限	令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時まで
質問に対する回答の掲載	令和 7 年 4 月 9 日（水）午後 5 時まで
参加申込書の提出	令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 5 時まで
企画提案書提出期日	令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時まで
プロポーザル選定委員会	令和 7 年 5 月 8 日（木）を予定。
審査の結果通知	令和 7 年 5 月中旬
業務委託契約	令和 7 年 5 月中旬
履行期限	令和 8 年 3 月 20 日（金）

次期奈良県環境総合計画策定に係る調査等業務委託事業者評価基準

評価項目		評価基準	評価点 (満点)
(1) 企画提案力 (配点 50 点)	基本的な考え方 (配点 5 点)	事業趣旨を的確に捉えているか	5 点
	調査検討の進め 方・手法 (配点 15 点)	調査検討の目的・対象・手法が明確であるか	10 点
		合理・客観的根拠を備えているか	5 点
	アウトプットの イメージ (配点 30 点)	先進的な視点があるか	5 点
		具体的な内容を提示しているか	15 点
		地域特性を踏まえた企画ができているか	10 点
(2) 業務遂行力 (配点 40 点)	業務実施体制 (配点 20 点)	実施体制の充実度 ・実績を有する人材の配置ができるか	15 点
		スケジュール ・適切かつ具体的な工程か	5 点
	業務実績 (配点 20 点)	過去の業務実績 ・十分な実績があるか	20 点
(3) 見積価格 (配点 10 点)		所要経費の効率・妥当性はあるか	10 点
総評価点			100 点

※各選定委員は、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、上記「次期環境総合計画策定に係る調査等業務委託企画提案書評価表」に記載の項目について評価する。

※各選定委員の総評価点の合計が最も高い者を委託（契約）業者とする。ただし、各選定委員の総評価点の合計が満点の6割未満である場合は、契約者として選定しない。

※審査の結果、総評価点の合計が同点の場合は、「企画提案力」、「業務遂行力」、「見積価格」の順で評価点の合計の高位の者を委託（契約）業者とする。

※提案者が1者の場合は、評価点の総得点が満点の6割以上で、かつ契約の相手方として適切であると委員会で承認された場合、当該提案者を契約者として選定することとする。